

補聴器購入費一部助成のご案内



加齢による老人性難聴の方を対象に、補聴器購入費の一部を助成します！

対象要件

1. 荒川区内に住所を有する満65歳以上の方
2. 耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方
3. 障害者総合支援法第76条第1項に規定する補装具費の支給を受けることができない方

※聴覚の障害者手帳をお持ちの方は、まずは障害者福祉課へご相談ください

※助成の対象となる聴力レベルは、一般的に中等度難聴（聞き間違いを感じる）程度です

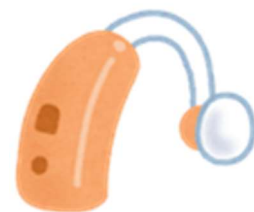
助成内容

助成上限額 72,450 円

- 医療機器である補聴器が助成対象です ※集音器は対象外
- 補聴器の本体及び付属品が対象です
- 助成は一人あたり5年間に1台限り（片耳分を1台とする）
- 医療機関の受診料や修理・電池交換費用は自己負担です

※片耳1台分 70,000 円の購入場合、助成額は 70,000 円です

※両耳2台分 100,000 円の場合、助成対象は 1 台分 50,000 円です



- ✓ 申請後、助成金交付決定通知書が届いてから購入してください
- ✓ 区の決定前に購入した補聴器は対象になりません
- ✓ 申請した年度内(3 月末まで)に購入し助成金を請求してください
- ✓ 補聴器の購入代金は医療費控除の対象となることがあります（補聴器相談医へご相談ください）

《問合せ先》

荒川区 高齢者福祉課 高齢者福祉係
電話 03(3802)3111 内線 2678



荒川区ホームページは
こちらから

手続きの流れ

1 区への相談

対象要件確認後、申請書をお渡しします(代理の来所・相談も可能です)



2 耳鼻咽喉科受診

申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診
補聴器の必要性が認められた場合に、医師が申請書意見欄を記入します
※区内の協力医療機関は、意見欄の「文書料」が無料となります



3 申請書提出

「耳鼻咽喉科医師の意見欄」が記入されている申請書を、区に提出する



約2～3週間

4 助成金交付決定通知の受取

申請書の審査後、助成金交付決定通知書を送付します
(請求手続きのご案内も同封されています)

※決定通知が届いてから補聴器を購入します



5 補聴器の購入

購入店に制限はありません
補聴器専門店・量販店・ネット等でも購入できます
※請求手続きの際に必要な本人名義の領収書と保証書を受け取ります



6 請求のお手続き

請求書手続きの書類と共に、

申請者本人名義の補聴器の領収書写しと保証書写し を提出

※他人名義のもの、購入のレシートでは、請求のお手続きはできません

※申請者本人名義の口座への振込となります



約1ヶ月

7 助成金の振込